

令和 6 年度

第 3 回 白老町地域公共交通活性化協議会会議



日 時：令和 7 年 1 月 2 1 日（火） 1 4：0 0～

場 所：役場第 2 会議室

会 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議題

(1) 報告の部

報告第1号 町民意見交換会及び個別相談会の開催報告等について

(2) 議案の部

議案第1号 白老町地域公共交通計画（素案）について

議案第2号 地域公共確保維持推進改善事業に関する事業評価（案）について

議案第3号 地域循環バス「元気号」の改正（案）について

議案第4号 交流促進バス「ぐるぽん」の改正（案）について

議案第5号 デマンドバス「カムイ号」の改正（案）について

4. その他

(1) 報告の部

報告第1号

町民意見交換会及び個別相談会の開催報告等について

地域公共交通計画 町民意見交換会及び地域公共交通 出張個別相談会等において、とりまとめた町民意見を別紙のとおり報告する。

(1) 議案の部

議案第1号

白老町地域公共交通計画（素案）について

公共交通に関する課題を解決し、日常の支えとなる持続可能な交通網の維持・発展を実現していくため、本町における公共交通マスタープランとしての地域公共交通計画の策定に向け、下記のとおり、白老町地域公共交通計画（素案）を提出する。

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 計画名 | 白老町地域公共交通計画（素案） |
| 2 計画期間 | 令和7年度から令和11年度まで |
| 3 計画内容 | 別紙のとおり |

議案第 2 号

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）について

白老町地域公共交通計画策定については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業））の交付決定を受け、事業を実施しているところではありますが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 3 条第 5 項及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき、協議会において事業の実施状況の確認及び目標達成状況等の評価を行うこととされていることから、事業評価案について協議を行うものです。

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）

- 1 別紙 2 様式 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）
- 2 別紙 3 様式 （計画策定）

議案第3号

地域循環バス「元気号」の改正（案）について

地域循環バス「元気号」の利便性を確保するため、下記のとおり改正を行うものとする。

【協議事項】

1 バス停留所の新設及び廃止

- (1) 新設 1 箇所 白老コタン前（生協前）
- (2) 廃止 1 箇所 町立病院前

2 主な運行経路等の変更内容

- (1) 臨海温泉から町立病院までの運行時間の短縮を図るため、白老鉄南地域のまわり順を変更する。
- (2) (1) に伴い、始終点を臨海温泉⇄町立病院前から、臨海温泉⇄保健福祉センターに変更する。
- (3) 町立病院の外構及び既存病院の解体工事に伴い、町立病院前停留所が廃止されることから、病院最寄りの停留所をすくすく 3・9 前及び白老コタン前とする。

3 運行便数、時刻の変更

- (1) 運行便数 変更なし。
- (2) 運行時刻 全体の所要時間に変更はないが、臨海温泉から町立病院最寄停留所まで約 16 分短縮となる。）

4 主な改正の理由

意見交換会・出張個別相談会において、臨海温泉から町立病院までの時間の短縮を望む声があり、運行経路を見直し、時間の短縮を図るもの。また、町立病院前の停留所が外構及び既存施設の解体工事に伴い利用できなくなることから、生協前に白老コタン前（コミュニティ専用）を新たに設置し、町立病院の最寄り停留所としての活用や買い物客の利便性の向上、さらには、効率的な運行経路を構築するものとした。

5 改正時期

令和7年4月1日（火）

議案第4号

交流促進バス「ぐるぽん」の改正（案）について

交流促進バス「ぐるぽん」の持続可能でかつ、観光周遊を目的とした効果的・効率的な運行を実施するため、下記のとおり改正を行うものとしたい。

【協議事項】

1 バス停留所の新設及び廃止

（1）新設

萩野・社台便 3か所

市街地循環便 4か所

（2）廃止

萩野・社台便 13か所

市街地循環便 5か所

2 主な運行経路の変更内容

（1）市街地循環便 観光周遊性の向上を目的とし、陣屋資料館停留所を萩野・社台便から市街地循環便に振り替えたことにより、白老地区の鉄北地域を含めた運行経路とする。

（2）萩野・社台便 萩野公民館から社台中央までを始終点としていたが、萩野公民館から社台駅までを始終点とし、運行経路の延伸を図るものとする。

3 運行便数、時刻の変更

（1）運行便数 萩野・社台便 変更なし。

市街地循環便 16便→12便

運行時刻 他の交通との接続を考慮し、資料のとおり運行時刻の変更を行う。

4 主な改正の理由

意見交換会・出張個別相談会において、萩野・社台便の社台駅までの延伸や、市街地循環便の観光目線での周遊性を要望する声を反映した。また、深刻な運転手不足が課題となっていることから、持続可能な運行のため便数や運行時刻の見直しを図るもの。

5 改正時期

令和7年4月1日（火）

議案第 5 号

デマンドバス「カムイ号」の改正（案）について

デマンドバス「カムイ号」の利便性の向上や運行内容の充実を図るため、下記のとおり改正を行うものとする。

【協議事項】

1 バス停留所の新設及び廃止

- (1) 新設 白老生活館（令和 6 年 4 月共用開始）
- (2) 廃止 萩野公民館

変更後 まちなか停留所

- ・白老役場前 ・くまがい前 ・白老駅 ・白老生活館（新設） ・白老コミセン前
- ・いきいき 4・6 ・チキサニ前 ・白老郵便局 ・町立病院前 ・コープしらおい
- ※くまがい前は、ラッキーマートに名称変更

2 運行時刻の変更

- (1) 対象区域 社台区域、石山・萩野鉄北区域、北吉原・萩野鉄北区域、竹浦・虎杖浜区域の全 4 区域
- (2) 運行時刻 まちなか停留所行の 2 便を 9 時 25 分から 9 時 15 分に変更

3 主な改正の理由

意見交換会・出張個別相談会において、昨年新設した白老生活館を停留所として設置をしてほしいとの要望や、9 時 58 分白老駅発札幌行きのすずらんへの接続を求める声があったことから、停留所の新設及び運行時刻の改正を行うものとする。また、廃止の萩野公民館停留所については、元気号・路線バス・ぐるぽんの乗り換えのみ利用可能となっていたが、乗降者数の実績がないため、廃止するものとする。

4 改正時期

令和 7 年 4 月 1 日（火）